

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 2 回 総 会 議 事 録

自 平成29年 9 月25日
至 平成29年 9 月25日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成29年 9 月 25 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○	○	農 地
2	對 木 範 誉	欠		農 地
3	酒 井 伸 吾	○	○	総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
 日程 2 会務報告
 日程 3 報告第 1 号 農地法第 3 条 1 項の規定による届出
 日程 4 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請
 日程 5 議案第 5 号 河川法第 33 条の規定による許可申請に関する意見書の進達
 日程 6 議案第 6 号 河川法第 34 条の規定による権利譲渡承認申請に関する意見書の進達
 日程 7 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見書の進達
 日程 8 議案第 8 号 農用地集積計画の決定（農地保有合理化事業）
 日程 9 議案第 9 号 現況証明願
 日程 10 議案第 10 号 白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見

開会 午後1時30分

議長 これより第2回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は8名であります。
2番 對木委員より欠席の届け出があります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
1番、石田委員、3番、酒井委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
8月10日、平成29年度釧路地方農業委員会連合会臨時総会を釧路市で開催し、私と事務局長が出席しております。
8月24日から25日は、北海道農業会議臨時総会を札幌市で開催、私が出席しております。
9月6日、●●●氏、●●●氏、●●●氏、申し出にかかる現況調査を現地で実施し、中河委員と澁谷委員と私が出席しております。調査結果につきましては、後ほど委員長であります中河委員より報告いたします。
9月21日、平成29年度白糠町鳥獣被害対策協議会総会を役場で開催され、私が出席しております。なお、石田委員と中河委員におかれましては、北海道森林・林業・林産業活性化推進議員連盟副会長という立場と北海道猟友会支部長の立場で出席されています。
以上、会務報告とさせていただきます。

議長 日程第3 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」。
下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。
平成29年9月25日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。

号別1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●

次のページをお開き下さい。

号別1の内容は、相続登記になります。農地の権利を相続によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届け出をしなければならないことになっていきますことから、今般届け出があったものです。

参考にまで、位置図と地番図を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

議長 報告第1号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第1号につきましては、報告のとおり承認いたします。

日程第4 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

平成29年9月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。

今回申し出があった箇所は、庶路の泊別地区にあたります。右の方に位置図がありますが、●●●様の自宅から約1キロ程度くらいの場所にある土地となっております。土地所有者は●●●様が所有する●●●平方メートルの農地になります。土地の取得要件は金銭を伴わない無償譲渡になります。

また、今後河川敷地の権利譲渡も発生すると思われまますので、申請がありましたら、総会で審議していただくこととなります。ちなみに現在の河川占有者は●●●様になっていることから、これも●●●様に権利を譲ることになると思われまます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長 議案第4号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第5号「河川法第33条の規定による許可申請に関する意見書の進達」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第5号「河川法第33条の規定による許可申請に関する意見書の進達」。

下記のとおり河川法第33条の規定による許可申請書の提出があり、意見書について本会の審議を求める。

平成29年9月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、申請者 ●●●

次のページでございます。

申請内容は河川敷地の承継であります。

ここで、承継とは被承継人の故●●●(平成29年3月13日死亡)様になります。故●●●様から妻である●●●様への承継、つまり継承でもあります。

この土地は、引き続き、採草放牧地として使用されていますことから、使用者の名義を変更するため、農業委員会の意見を付した上で、申請するものです。

議案に戻っていただき、占用申請に対する総合意見であります。

「届出人は被承継人の妻であり、被承継人の死亡に伴い、それまで有していた河川敷地利用の地位を承継するものであることから、許可することが適当と判断する。」記載しております。

また、申請地は経営地と隣接していることから、申請者を適格者と判断することをご審議していただきたく存じます。

なお、図面につきましては位置図と釧路建設管理部からの求積図を登載しておりますので、ご参照願います。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

議長 議案第5号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第6 議案第6号「河川法第34条第1項の規定による権利譲渡承認申請に関する意見書の進達」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第6号「河川法第34条第1項の規定による権利譲渡承認申請に関する意見書の進達」。
下記のとおり河川法第34条第1項の規定による権利譲渡承認申請書の提出があり、意見書について本会の審議を求める。
平成29年9月25日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。

号別1、譲渡人 ●●●、譲受人 ●●●
次のページの「河川敷地占用許可申請に関する意見書」をご覧願います。

●●●様が使用していた河川敷地です。先ほどご審議していただいた、「農地法第3条の規定による許可申請」にも関連あります。地図を参照していただきたいのですが、この土地は、先程の3条にありました農地に隣接する土地です。地図も参照していただきたく存じます。議案の意見書に戻っていただき、意見書の(6)には占用申請に対する総合意見に記載されていますとおり「申請地は経営地と隣接しており、申請者を適格者と判断する。」と記載させていただきました。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

議長 議案第6号の質疑をお受けいたします。

石田委員 河川敷地、これは今まで草地か何かで使ってたの？

議長 休憩します。

(休憩)

議長 会議を再開いたします。
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第7 議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請に関する意見書の進達」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹

議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請に関する意見書の進達」。

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見について本会の審議を求める。

平成29年9月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

申請者 ●●●

次のページをおめくり願います。

内容について、ご説明いたします。

申請地は、●●●様の所有する農地になります。この農地に農業用施設、「育成舎」を新たに建設するものであります。

申請に対しての意見及び理由になります。「申請地（建設予定地）の北側は、放牧地として利用する予定であり、その東側に農家住宅があります。夏場に発生する南風による牛舎からの臭気被害を避けるために、農家住宅から一定程度の距離を保つことで、日常生活の衛生的かつ健全な居住空間が確保でき、併せて、放牧地に隣接する場所に建設することで、放牧面積を確保しつつ、農作業等の利便性を図れることから当該申請地を適地と判断した。」と記載させていただきました。

この内容に基づき、総合意見では「当該申請地は農用区域であるが、農業経営の合理化及び農業生産力増強を図るための農業用施設の建設を目的としており、当該申請地を選択することは止むを得ないと判断される。また、総合的見解からも実現確実性も高く、本申請については許可相当と思われる。」と記載してございます。

繰り返しになりますが、転用の目的は、育成舎を建設するため、永久転用したいという内容であります。

本申請につきましては、施設用地として適当な場所であり、周辺農家に及ぼす影響もなく、計画実現も確実と認められるもので、農業委員会の意見を付して進達したいというものであります。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

議長

議案第7号の質疑をお受けいたします。

中河委員

地番図を見ているのですが、育成舎予定の箇所ありますよね。自分の家からは遠いけれども隣の家に近いという、水だとか考慮するところが適当かどうかというのが十分考えられるんだけど、その辺は

どのような説明されていきましたか。

齊藤主幹

実はこの話二転三転ありまして、施設を建てるに当たりまして農協が介入してございます。実は申請者ご本人、●●●さんからも最初はこの育成舎の向かいの放牧地の部分、北側ですね。ここに当初の計画はあったのですが、ここを放牧地として広く確保したいということからまずは北側ではなくてもう少し南側にしたいということで当初は放牧地の部分だったんですが、広く取りたいという理由でこちらになりました。そして育成舎の関係なんですけど、この図面若干もう少し右寄りで●●●さんの方に実際は建つ予定なのですが、実際は作業路白く枠線が細長くなっている部分なんですけどそれよりも作業路の部分が長いという感じはしますけれど、効率性を考えるとここが一番適しているという判断に、ここはご本人、●●●さんの意見もそうなんですけれど、農協等も交えて協議したら最終的にここになったということになります。

石田委員

俺もあんまりわからないのだけれど、●●●さんあってもう1件ありますよね。近くにそういった施設の悪臭だとかいろいろそういうのはどうなの。どう判断してきたの。こっち側の方を見ると、だいぶ離れて何件か突っ込んでるよな。●●●さんこのことを言ってるんでしょう。

議 長

休憩します。

(休 憩)

それでは会議を再開いたします。
質疑はございませんか。

(出席委員)

なし

議 長

それでは質疑なしと認めます。
これをもって。質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり進達することにご異議はございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議 長

それではご異議なしと認めます。
よって原案のとおり進達することにいたします。

議長 日程第8 議案第8号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしくお願ひいたします。

斉藤主幹 議案第8号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」。
下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、白糖町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

平成29年9月25日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願ひます。

「農用地利用集積計画の決定（賃借権設定）」。

この件につきましては、先にあっせん委員会を通じて成立した農用地の賃借権設定になります。

賃借権設定にあたりましては、先の総会で「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」により、●●●様から北海道農業公社に所有権が移転したところです。その次の手続きとして賃借権の設定をします。

借賃と利用期間につきましては、北海道農業公社が買い入れた金額の2%を乗じたもので、●●●様に当たっては年●●●円。●●●様は年●●●円となります。

それぞれ5年弱の賃借権の設定をしておりますが、終了に伴って借受者に売買をする予定となっております。

図面の位置図と地番図は3ページに渡ってお示ししております。緑色が●●●様へ。青色が●●●様に、公社から5年間貸す内容となっております。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

議長 議案第8号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第8号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第9 議案第9号「現況証明願い」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしくお願ひいたします。

斉藤主幹

議案第9号「現況証明願い」。

下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願出があったので、
証明について本会の審議を求める。

平成29年9月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、願出人 ●●●

号別2、願出人 ●●●

号別3、願出人 ●●●

次のページでございます。

号別1から順次ご説明いたします。

号別1の所在地は、●●●の1筆、うち地番の面積で●●●平方メー
トル。土地所有者は●●●様です。

号別2になります。所在地は、●●●、●●●の計2筆、うち地番の
合計面積●●●平方メートル。土地所有者は●●●様です。

号別3になります。所在地は●●●、●●●の計2筆、うち地番の合
計面積で●●●平方メートル。土地の所有者は●●●様です。

願出理由は、号別1から3まですべて農業用施設建設です。

なお、場所につきましては、位置図、地番図をご参照願ひします。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

議 長

それでは、調査にあたりました、現況調査委員の中河委員より調査報
告をお願いします。

中河委員長

5番 中河です。

現況調査の結果について報告します。

9月6日、現況証明願出地につきまして、私と澁谷委員、林委員お
いて現地を確認いたしました。

願出地は、位置図・地番図に示している箇所になります。

号別1の林氏申し出地は、平地で既に整地されている場所です。現況
は、農地・採草放牧地以外とし、「宅地」と判定したところであります。

この度の申し出はこの場所に農業用施設を建設するための土地の願出
になります。

同様に号別2の●●●氏申し出地と号別3の●●●氏申し出地につき
ましても同じ理由であります。

号別2の●●●氏申し出地は、二つの地番にまたがっていますが、現
況は雑草が繁茂している状況ですので、農地・採草放牧地以外とし、「原

野」と判定したところであります。

号別3の●●●氏申し出地も、二つの地番にまたがっています。現況は、平地で既に整地されている場所ですので、これも農地・採草放牧地以外とし、「宅地」と判定したところであります。

以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議長 ただいま説明のありました、報告について質疑をお受けします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第10 議案第10号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第10号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見」。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、白糠町から意見を求められた下記農業振興地域整備計画の変更について、本会の審議を求める。

平成29年9月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

別紙の内容をご覧ください。

内容についてご説明いたします。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定によりまして、市町村が農業振興地域整備計画の変更をしようとするときは、農業委員会の意見を聴くことになっております。

号別1～8号につきましては、土地利用計画の変更になります。

別冊で白糠農業振興地域整備計画を別冊でございましてこちらが調書この議案の補足資料となっておりましてこちらに図面等も合わせて一緒に記載してあります。

この土地利用計画の変更につきましては、農業用施設等の建設に伴いまして、農用地区域からの除外、用途区分の変更となります。

また、携帯電話会社によりまして「移動通信用中継施設建設」に係るものも1件。号別8のKDDI株からの申し出もございまして。これが移動通信用中継施設建設に係るもので、農用地区域からの除外につきましては、認定電気通信事業者から中継施設の設置にあたり、許可権者である

道との間で事業計画の事前協議がなされている場合には、農地転用及び開発行為の許可が免除されており、農用地区域を変更せずに施設を整備することが可能となっております。

よって、施設の整備中あるいは整備後に農用地とすることが適当でなくなった土地として、今回は事後報告になりますが、農業委員会に求められたものです。

したがって、この件につきましては「本事業の必要最小限面積と思われ、施設も公共性が高いものであることから計画変更はやむを得ないと判断し」総合意見にあるとおり、公共性を考えると、土地の有効利用が図られるものと判断し、適格とする記載しております。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

号別1～7までは農業用施設用と、8号につきましては、移動通信用の鉄塔の建設という理由となっております。

議長 議案第10号の質疑をお受けいたします。

石田委員 この図面を見ると●●●のところのどこが除外になっているんだか、これじゃ全然わからないんだ。

山田課長 ①って書いてあるところ、ここです。携帯電話の鉄塔の用地ですからこの区画でやります。

斉藤主幹 面積では25平米。本当に必要最小限の鉄塔を建てるだけの鉄塔を建てるという理由です。

議長 他に質疑はございませんか。

(出席委員) (なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第10号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時間 午後2時9分)